

# 札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター キャッピー使用基準

平成27年6月19日制定

平成28年4月 1日改正

令和6年4月1日改正

## (総則)

第1条 この基準は、札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター キャッピーの使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な活用を促すことにより、さぼーとほっと基金の周知を図り、寄附文化醸成の促進を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この基準における定義は次のとおりとする。

- (1) 「キャッピー」とは、札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター キャッピーに関するすべての総称をいう。
- (2) 管理データとは、「キャッピー」のうち、第3条の管理者が作成・保管するデータをいう。
- (3) 着ぐるみとは、「キャッピー」のうちの着ぐるみをいう。

## (管理者)

第3条 「キャッピー」の管理者（以下「管理者」という。）は、札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課とする。

## (権利等)

第4条 「キャッピー」に関する一切の権利及び権限は管理者に属し、「キャッピー」を使用する者が自己のものとして商標及び意匠として登録することはできないものとする。

## (使用等)

第5条 「キャッピー」は、個人、企業、その他の団体において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

2 「キャッピー」を使用する場合（管理データの提供を求める場合も含む。）は、管理者に対し事前に使用承認申請書（様式1）により申請し、管理者の承認を受けたうえで使用できるものとする。管理者は、使用を承認した場合、使用承認通知書（様式2）により通知するものとし、不承認とする場合、使用不承認通知書（様式3）により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を要しない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき。
- (3) その他、管理者が認めるとき。

3 管理者は、前項の使用承認申請書に、「キャッピー」を使用しようとする事業の企画書及び「キャッピー」を使用した見本、その他必要と認める書類の添付を求めることができる。

4 「キャッピー」について変更を加えて使用（「キャッピー」を基に独自に立体化をする場合や製品を作る場合も含む。）したい者は、管理者に対し事前に変更使用承認申請書（様式4）により申

請し、管理者の承認を受けたいうえで使用できるものとする。管理者は、変更使用を承認した場合、変更使用承認通知書（様式5）により通知するものとし、不承認とする場合、変更使用不承認通知書（様式6）により通知するものとする。なお、縦横比を維持したまま大きさを変更する場合については、申請を要しない。

5 管理者は、使用承認に際し、条件を付すことができる。

#### （使用の禁止）

第6条 以下に掲げる事項については「キャッピー」の使用を禁止する。また、前条第2項又は同条第4項の規定による申請が、次の各号の一に該当するときは、「キャッピー」の使用を不承認とすることができる。

- (1) 特定の政治活動や宗教活動のために使用する場合。
- (2) さぼーとほっと基金の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反すると認められるとき、又は反する恐れのあるとき。
- (4) その他使用を承認することが適当でないと認められるとき。

#### （使用期間）

第7条 「キャッピー」の管理データの使用期間は、一の行事又は企画の開始から終了までとし、最長で1年間とする。なお、それを超える場合は、管理者と協議をしたうえで申請を行うこと。

2 「キャッピー」の着ぐるみの使用期間は、原則として借受日と返却日を含めて7日以内とする。

#### （使用料）

第8条 「キャッピー」の使用料は、原則無償とする。

#### （使用上の遵守事項）

第9条 「キャッピー」を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 管理データを使用する場合は、「さぼーとほっと基金公式キャラクター キャッピー」と表示し、札幌市さぼーとほっと基金のキャラクターであることを明記すること。ただし、管理者がキャラクター表記の表示を不要と判断した場合はこの限りではない。
- (4) 使用者は、「キャッピー」の着ぐるみの使用に際し、別に定める取扱説明書の記載内容を遵守し、常に良好な状態で管理し、また適切に使用すること。なお、き損又は汚損した場合は、管理者が止むを得ないと認める場合を除き、原状回復を行うものとする。

#### （承認の取消）

第10条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) この基準に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。

- (3) その他管理者が取り消し又は中止することについて適当と認めるとき。
- 2 第1項の規定による取り消し又は中止を受けた者（以下「被取消者」という。）は、「キャッピー」を使用してはならない。
  - 3 第1項の規定による取り消し若しくは中止により被取消者に生じた損害について、管理者は一切の責任を負わないものとする。
  - 4 第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、当該行為により管理者に生じた損害を賠償しなければならない。

（使用者の責任）

第12条 「キャッピー」の使用において自己や第三者へ損害を与えた場合について、管理者は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第13条 この使用基準に定めるもののほか「キャッピー」の使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(様式1)

年 月 日

札幌市市民文化局市民自治推進室  
市民自治推進課長 様

申請者名(団体名): \_\_\_\_\_

※団体の場合は代表者名: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター使用承認申請書

札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクターを下記のとおり使用したいので申請します。

なお、使用にあたっては、さぼーとほっと基金マスコットキャラクター使用基準に定める事項及び使用許可に際し、付された条件を遵守します。

記

使用するもの	<input type="checkbox"/> 管理データ <input type="checkbox"/> 着ぐるみ <input type="checkbox"/> その他( )
使用目的及び使用場所	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
借受希望日	年 月 日 午前・午後 時頃
返却希望日	年 月 日 午前・午後 時頃

※ 申請にあたっては、別途、使用する団体の概要がわかる書類及び企画書等事業の概要がわかる書類を提出していただく場合があります。

※ 借受日・返却日については、着ぐるみ使用の場合に記入してください。

(様式2)

札 自 治 第 号  
年 月 日

様

札幌市市民文化局市民自治推進室  
市民自治推進課長

札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター使用承認通知書

年 月 日付で申請のありました、札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター使用承認申請については、下記のとおり承認します。

記

使用するもの	<input type="checkbox"/> 管理データ <input type="checkbox"/> 着ぐるみ <input type="checkbox"/> その他( )
使用目的及び使用場所	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 別紙「使用基準」、「着ぐるみ取扱説明書」を熟読したうえで、適切に使用してください。</li><li>2 使用により、自己及び第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、管理者はその責を負わないものとします。</li><li>3 着ぐるみの借受及び返却は、承認を得た者が行ってください。なお、借受、返却は土曜日、日曜日及び祝日、並びに12月29日から1月3日を除く8時45分から17時15分の間に行ってください。</li><li>4 着ぐるみをき損又は汚損した場合は、可能な限り修繕又は洗浄等をし、現状回復のうえ返却してください。なお、故意又は過失による損傷又は紛失の場合は、損害賠償を求めます。</li><li>5 使用基準に定める事項に違反した場合は、承認後であっても使用を取り消す場合があります。</li><li>6 承認より得た使用权を転貸し又は譲渡は禁止します。</li><li>7 その他、管理者の指示に従ってください。</li></ol>



(様式4)

年 月 日

札幌市市民文化局市民自治推進室  
市民自治推進課長 様

申請者名(団体名): \_\_\_\_\_

※団体の場合は代表者名: \_\_\_\_\_

住所: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター変更使用承認申請書

札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクターを下記のとおり変更して使用したいので申請します。  
なお、使用にあたっては、さぼーとほっと基金マスコットキャラクター使用基準に定める事項及び使用許可に  
際し、付された条件を遵守します。

記

使用するもの	<input type="checkbox"/> 管理データ <input type="checkbox"/> 着ぐるみ <input type="checkbox"/> その他( )
変更内容	
使用目的及び使用場所	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
借受希望日	年 月 日 午前・午後 時頃
返却希望日	年 月 日 午前・午後 時頃

※ 申請にあたっては、別途、使用する団体の概要がわかる書類及び企画書等事業の概要がわかる書類を提出していただく場合があります。

※ 借受日・返却日については、着ぐるみ使用の場合に記入してください。

(様式5)

札 自 治 第 号  
年 月 日

様

札幌市市民文化局市民自治推進室  
市民自治推進課長

札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター変更使用承認通知書

年 月 日付で申請のありました、札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター変更使用承認申請については、下記のとおり承認します。

記

使用するもの	<input type="checkbox"/> 管理データ <input type="checkbox"/> 着ぐるみ <input type="checkbox"/> その他( )
変更内容	
使用目的及び使用場所	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 別紙「使用基準」、「着ぐるみ取扱説明書」を熟読したうえで、適切に使用してください。</li><li>2 使用により、自己及び第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、管理者はその責を負わないものとします。</li><li>3 着ぐるみの借受及び返却は、承認を得た者が行ってください。なお、借受、返却は土曜日、日曜日及び祝日、並びに12月29日から1月3日を除く8時45分から17時15分の間に行ってください。</li><li>4 着ぐるみをき損又は汚損した場合は、可能な限り修繕又は洗浄等をし、現状回復のうえ返却してください。なお、故意又は過失による損傷又は紛失の場合は、損害賠償を求めます。</li><li>5 使用基準に定める事項に違反した場合は、承認後であっても使用を取り消す場合があります。</li><li>6 承認より得た使用权を転貸し又は譲渡は禁止します。</li><li>7 その他、管理者の指示に従ってください。</li></ol>



(様式6)

札 自 治 第 号  
年 月 日

様

札幌市市民文化局市民自治推進室  
市民自治推進課長

札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター変更使用不承認通知書

年 月 日付で申請のありました、札幌市さぼーとほっと基金マスコットキャラクター変更使用承認申請については、下記の理由により不承認とします。

記

使用するもの	<input type="checkbox"/> 管理データ <input type="checkbox"/> 着ぐるみ <input type="checkbox"/> その他( )
変更内容	
使用目的及び使用場所	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
不承認の理由	

■キャッピー管理データ
